



宮 崎 県 公 報

令 和 6 年 1 月 4 日 (木 曜 日) 第 471 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 1	
公 告	

○家畜人工授精講習会修業試験の合格者…………… (家畜防疫対策課) 1
○県営土地改良事業に係る換地計画の決定…………… (農村整備課) 1
監査委員公告
○監査結果の公表…………… 1
○監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 1

告 示

宮崎県告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年1月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
360	県道	田代八重綾線	東諸県郡綾町大字北俣字八反ケ丸637番1地先から同郡同町同大字同字638番1地先まで	令和6年1月4日

公 告

令和5年10月25日から11月29日まで開催した家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

令和6年1月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 2 3 4 5 6 8 9 10 11 12 13 14 16

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、鶴毛・朽木地区3換地区県営土地改良事業(日向市、県営経営体育成基盤整備事業(経営体育成型))に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
決定に係る換地計画書の写し
- 縦覧期間
令和6年1月4日から令和6年2月2日まで
- 縦覧場所
日向市役所農業畜産課内
- その他
この公告に係る換地計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。)、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

監査委員公告

監査委員公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき令和5年10月12日から令和5年12月7日までの間に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和6年1月4日

宮崎県監査委員 川野美奈子
宮崎県監査委員 木下博義
宮崎県監査委員 西村賢
宮崎県監査委員 岩切達哉

監査委員公告

令和5年8月25日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和6年1月4日

宮崎県監査委員 川野美奈子
宮崎県監査委員 木下博義
宮崎県監査委員 西村賢
宮崎県監査委員 岩切達哉